

青少年育成事業補助金交付要綱

平成17年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、青少年育成事業の事業費の一部を補助することにより、青少年を対象に新しいまちづくりの担い手の育成を図ることを目的とする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、市の予算の範囲内で市長の定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書に予算書及び事業計画書を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は前条の申請書を受けたときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとし、市長はこの請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。